

ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について  
(ガソリン不当廉売ガイドライン)

目 次

(全石連作成)

第1 不当廉売への対応について

1 不当廉売の規制の内容	1
(1) 独占禁止法が禁止する不当廉売	1
(2) ガソリン等の取引実態を踏まえた考え方	1
ア 「供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給」する場合	1
(イ) 供給に要する費用を著しく下回る対価」の考え方	1
a 「供給に要する費用を著しく下回る対価」と「可変的性質を持つ費用」	
b どのような費用が可変的性質を持つ費用となるか	
c 廉売対象商品の供給量の変化に応じて増減する費用	
d 廉売対象商品の供給と密接な関連性を有する費用	
(ロ) 「継続して」の考え方	3
イ 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」の考え方	3
(ア) 考慮事項	
(イ) 周辺事業者への影響が大きい事例	
ウ 「不当に低い対価で供給」する場合	4
(ア) 該当し得る行為態様	
(イ) 周辺事業者への影響が大きい事例	
エ 元売が運営委託方式を用いて給油所を運営する場合の考え方	4
(ア) コミッションエージェント方式給油所の総販売原価	
(イ) 可変的性質を持つ費用	
(ロ) 系列特約店との差別対価	
2 公正取引委員会の対応	5
(1) 目標処理期間、再度「注意」への対応	
(2) 文書による「嚴重注意」	
(3) 申告者への対応	
(4) 警告、注意事業者のフローアップ	

第2 差別対価等への対応について

1 差別対価等の規制の内容	5
(1) 独占禁止法が禁止する差別対価等	5
(2) 差別対価等の規制の基本的な考え方	6
2 公正取引委員会の対応	6
(1) 取引内容が同等の場合の販売業者間の差別対価	
(2) 取引内容が同等ではない場合の販売業者間の差別対価	
(3) SSリース料の差別扱い	
(4) 発券店値付けカード発行業者と系列特約店間の差別対価	

第3 その他(元売の優越的地位の濫用行為)